

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第十五号

##### 広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例（平成十九年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「目的とする事業」の下に「並びに県が福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。